

令和7年度白川中学校部活動規約

1. 目的

学校教育における課外活動の一環として行い、人間形成を最大の目的とする。また、白中生徒の体育・文化並びに生産等諸活動の振興を図り、生徒の興味・関心に応じ技能及び集団活動の諸能力を伸ばし、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

2. 基本的な考え

- (1) 熊本市立小・中学校の運動部活動の指針に従い活動をする。
- (2) 生徒の参加は希望者とし、入部に際しては、保護者の承諾を得る。
- (3) 部の設置については、施設設備及び指導体制が十分と認められた場合に設置し、設置は年度ごとに決定する。
- (4) 入部者は、同時に白川中学部活動振興会に入会する。
- (5) 部活動振興会費は、上記目的を達成するために使用する。

3. 本校の部活動及び同好会は以下のように設置する。

<部活動>

- ①野球部②サッカー部③男子ソフトテニス部④女子ソフトテニス部⑤男子バレーボール部
- ⑥女子バレーボール部⑦男子バスケットボール部⑧女子バスケットボール部
- ⑨男子卓球部⑩女子卓球部⑪吹奏楽部⑫放送部

<同好会>

- ①美術同好会②グリーンガード

4. 活動日及び休養日

- (1) 週日数原則5日以内
- (2) 原則、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日とする。
- (3) 次の場合は、土曜日と日曜日の両日、練習をすることができる。
ただし、その場合は、次の日を休養日とする。
ア、①大会当日、及び翌週に大会がある場合。
イ、②特別な理由により、校長が認める場合。
- (4) 第1日曜日と原則毎週水曜日（ノ一部活動デー）については、練習をしない休養日とする。

5. 活動時間

- (1) 活動時間は～18:00（18:15完全下校とする）
- (2) 平日の練習時間は、2時間程度とする。（平日、日課が早く終わった場合、帰りの会終了後20分後を練習開始時間とし、それから2時間の練習とする。その後15分後には完全下校とする。ただし、体育館の割り振りは、別途計画とし、終了時間は最大18:00までとする。その後18:15を完全下校とする。）
- (3) 休日の練習時間は、練習試合を含めて、3時間程度とする。
※練習開始時、終了時は、必ず部長・指導者の指示にしたがって行動すること。
※定期テスト前5日前は、原則として部活動を中止する。
ただし、許可を得て練習する場合は、平日1時間以内、休日2時間以内とする。
（定期テストは、中間テスト、期末テストとする）
※活動時間については、生徒や教員、保護者の疲労や負担軽減を最優先し、設定していることを教員は十分理解し、また、生徒や保護者に周知しておく。

6. 練習試合

- (1) 月3回程度までとし、実施にあたっては、引率計画又は練習試合計画等を事前に提出し、校長の承認を得ること。
- (2) 試合時間は原則として、午前又は午後半日の3時間程度とする。
ただし、次の日が完全に休業日（授業も練習もない）で、本校が会場の場合に限り、校長の許可を得て、時間を延長することができる。

7. 対外試合

- (1) 学校教育活動としての運動競技
ア、大会参加は、中学校体育連盟が主催及び関係競技団体等との共同主催する大会とし、主催は、年1回、共催は年2回程度とする。

(2) 学校教育活動以外の運動競技について

ア、大会参加については、年度当初に計画を立て、負担過多にならないよう精選する。

イ、大会参加については、保護者が責任を持つものであり、スポーツ傷害保険等に加入の上参加すること。

(3) 試合について

ア、出場に際しては、事前に部長が、大会名、大会期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を、遅くとも試合前の水曜日までに校長に提出し、承認を得ること。

8. 3年生の活動について 【令和4年度追加】

3年生は、活動引退後は、原則として部活動に参加しないものとする。

ただし、学校長が特別に認める場合で、学校長が定める期間においては許可するものとする。

9. 傷害の保障

生徒の傷害は、スポーツ振興センター災害共済掛け金、PTA災害見舞金より保障される。

10. 活動費

活動費には市からの助成金を当てる。また、常時活動する部活動の加入者は、各部ごとの後援会費が必要である。その後援会費は各部で決定するものとする。

11. 会費

・常時活動する部に加入する者は部活動振興会に入会することとする

・会費の納入は、部活動振興会総会後に各部で集める。

・入会費は次のとおりとする。 会費 4000円

12. 遠征費補助及び大会参加奨励費

(1) 支出内容

①中体連大会・共催大会であること。

②市の予選や県の予選などを勝ちあがり、九州大会以上の大会に出場したとき。

遠方のために出費が高額になる県大会に出場したとき。

※ 上記の①②ともに該当する場合にのみ、振興会会長・学校長と協議のうえ、交通費・宿泊費の一部を補助する。

※ 本校部活動として認めた活動の個人への補助も同様とする。

(2) 大会参加奨励費については、県選抜大会出場等、特に県の代表として出場する場合には、振興会会長と合議し決裁のうえ補助する。

13. 入部・転部・退部について

入部や退部・転部については、顧問の先生や保護者と必ず相談し、届けを提出すること。

※ 諸注意

○部室の使用は、部活動時間のみとする。部室の中にお菓子やジュースを持ち込まない。部室は、責任を持って管理し、整理整頓に努める。

○自転車に登校し、練習することはできない。

○服装について 夏期……各部で定められた練習着や学校指定の体育服を着用する。

冬期……各部で揃えたウインドブレーカーや練習試合や学校指定の体育服を着用する。

年間活動計画（各部共通）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4	体験入部・申し込み書提出期間 ※2, 3年 4月17日～4月30日 (部活動理事会(24日))	10	第2回部活動振興会役員会
5	振興会費納入日(1日) ※PTA総会後に保護者が集める 部活動生集会	11	各競技団体新人大会参加 (中体連共催)
6	中体連代表者会 熊本市中体連大会	12	部活動生集会 冬休み練習計画
7	熊本県中体連大会 部活動生集会	1	
8	九州大会・全国大会等	2	
9		3	年度末反省と次年度への志向 春休みの練習計画